

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	雲揚号事件をめぐる一考察
Author(s)	金, 光男
Citation	茨城大学人文学部紀要. 社会科学論集(43): 33-45
Issue Date	2007-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10109/407
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

雲揚号事件をめぐる一考察

The Unyongou Incident

金 光 男

- 1 : はじめに
- 2 : 雲揚号事件
 - < 艦長報告書 >
 - < 明治政府の事件処理 >
- 3 : 雲揚号の航跡
 - < 第一回朝鮮海路研究 >
 - < 第二回朝鮮海路研究 >
- 4 : 中期的視野からの分析
 - < 個々の事実 >
 - < 一連の事実 >
- 5 : おわりに

1 : はじめに

本論文の目的は1875年9月20日に発生したいわゆる雲揚号事件について、二つの視点から考察することである。二つの視点とは、すなわちある時点で発生した事件自体をそのものとして重視する視点と、そのある時点で発生した事件自体に連なっている発生以前と以後を含む因果の連関を重視していく視点である。これはいわば歴史的視野に立って社会現象を把握していこうとする視点である。

ここで二つ目の視点で問題となってくるのは、どこまで遡ればよいか、そしていつまでその影響が及んでいるのかということであろう。ある現象の前後をどこで区切ったらよいのかという問題は、それを解釈し評価する私たちの問題意識によって異なっているだろう。篠原一は、歴史政治学の構築をめざして中距離理論の必要性を説いている [篠原：1986]。篠原の述べるごとく中距離かどうかは相対的

なものであるが、少なくとも政治現象を分析する場合、歴史的に積み重ねられて来た「所与」の状況から一定の限られた可能性を選び取っていく政治的営みの時間幅をもった「過去」と「未来」を包み込む視点が必要であろう。

本論ではまず雲揚号事件そのものを日本側資料に基づいて事件を「再現」することに努める。これは歴史的イベントの表象を時系列的に追っていくのみならず、事件に直接関わっていく人間の行動をも可能な限り「再現」することを試みたい。その上で、事件前後の時間幅を本事件と直接的かつ深い関わりがあると思われる1873年頃から1876年までの間をとって、本事件の「歴史政治学的」意味を再検討したい。なお、本論における引用箇所等の()内は本論筆者による補足である。

2 : 雲揚号事件

19世紀後半の朝鮮はきびしい鎖国政策をとっていた。1866年にフランス艦隊七隻が朝鮮の首都（漢陽；現ソウル）に至る水路漢江の出入り口にある江華島水域に侵入した。朝鮮政府はそれを軍事力によって打ち払った（丙寅洋擾）。1871年にはアメリカ艦隊五隻がおなじく江華島水域に侵入したが、これも打ち払われた（辛未洋擾）。当時、江華島水域は首都を守る要であり、朝鮮王朝政府のもっとも重要な水域の一つであった。ところが日本海軍の艦船一隻によって脆くもこの江華島水域に展開されている陣営が打ち破られ、朝鮮は

開国することになった。本章では、この江華島水域および漢江河口における日本海軍軍艦雲揚号と朝鮮側砲台陣営との間で発生した事件の経緯及び明治政府の処理について日本側の資料(ただし一部漢字を現代表記に改めた)に基づいて整理する。

< 艦長報告書 >

1875年9月20日、海軍少佐井上良馨の指揮する軍艦雲揚号が江華島水域に進入して朝鮮側と砲撃戦を交え、海兵による上陸戦闘が発生した。雲揚号艦長の政府への報告書「雲揚船朝鮮ニ於テ砲撃ニ遇フ始末」[朝鮮交渉資料<上>]によれば、およそ以下のような経過で事件が起こった。

井上艦長は、対馬海域を測量した後で朝鮮東南および西海岸から中国の牛荘まで航路研究をするよう命令を受けて出艦した。朝鮮西海岸から牛荘へと向かう途上で「艦中之蓄水ヲ胸算スルニ牛荘ニ至ル港口マデ艦裏ニ給ウルコト難ク、故ニ艦ヲ港湾ニ寄せ、良水ヲ蓄積セント欲スト云ヘドモ、當艦ハ不俟言、我艦船未會航之海湾ニテ、良港之間此海底之深淺審ナラズ、故ニ既刊ノ海図展観研究スルニ、特ニ江華(マ)島之邊京畿道ヨリ河口ノミ概略之深淺ヲ記載スル之ノ便ヲ得、針路ヲ同方位ニ転ジ、九月十九日暫月瓦島(島名)ニ沿ヒ投錨ス。翌日同所抜錨江華島ニ向ヒ航海シ、鷹島ヲ北西ニ望ミ暫時抜錨ス。固ヨリ此近海吾未航未開之地ナルガ故ニ、士官ヲシテ探水或ハ請水セシムルモ、北目名安親ヲ端船ニ乗リ江華之島南ヲ航シ河上ニ溯リ、第三砲台ノ近傍ニ至ル。航路狭小岩礁尤多ク河岸ニ囁目スレバ即一小丘ニ陳営ノ如キアリ、又一層之低地ニ一砲台アリ、此邊ニ上陸良水ヲ請求セントシ、右営門砲台前ヲ航過セントスルヤ、突然彼ヨリ我端船ヲ目的トシ銃砲ヲ交射スル事尤激烈、
<略>、」

要するに、艦備蓄の水が欠乏して牛荘までの航海に耐えられないと判断し良水を補給し

ようとして、持参の海図に江華島水域の水深が記載されていた為、針路を同方位に転じた。この初めての海域故に短艇を出して水を探し請う為に漢江を遡行していたところ砲台陣営があったので、その辺りに上陸して良水を求めようとしたところ、朝鮮側から突然に激しい「銃砲」の交射を受けた。この様に、事件発生の一原因は朝鮮側の突然の「銃砲」交射であると報告されている。しかも雲揚号が真水を求めて不慣れな海域に端船(短艇、小型ボート)を出して上陸しようとしていた時に発砲された。

かくして発砲を受けた端船は「弾路ヲ避ント」して「回艇セントスルヤ逆潮ニ阻ラレ、又上陸シテ其所ヲ尋訪セントスルヤ、弾丸局注航路不得、進退殆窮危険愈迫ル。於之去テ一艇防禦一身保護ニ決シ、水夫ニ命ジ小銃ヲ彼砲台ニ発射セシメ、来朝ノ号令ヲ発シ、危窮ヲ我艦ニ報ジ徐ニ退航ス。既ニシテ本艦号令ノ時令ニ応ジ、国旗ヲ檣上ニ掲ゲ航来シ、
<略>、直ニ各砲ヲ答発ス。彼レ又発射各互ニ撃弾丸飛飛ス。、
<略>、此時我百拾斤四拾斤ノ両砲ヨリ発射スル弾丸台檣ニ命中シ破却スル迄認得ス。此機ニ乗ジ上陸其所ヲ尋問セントスト雖ドモ、海潮最浅ク着岸スル不能、又上陸スト雖トモ兵員僅少ニシテ談判其利ナキヲ近思シ、山戦ノ命ヲ下ス。<、略>、士官ヲ指揮シ海兵水夫廿二名ヲ引率セシメ、端艇二艘ヲ乗出シ既ニ着発セントスル時、彼ヨリ砲射ノ為我艇又発砲シテ上陸ヲ欲スト雖、海浅フシテ艇近キ難シ。僅ノ兵員奮激直ニ入水大喝一聲城門ニ肉薄ス。、
<略>、乗機各士官兵夫々分率シ、北門ニ西門ニ東門ニ並撃ス。彼大二潰ユ。此挙ヤ敵死スル者三十五名、我水夫兩名又疵傷ヲ負。其他敵之逃走スル者大凡四五百名、生擒者上下合セテ拾六名、
<略>、。城中 盡ク灰燼トナル、
<略>、」

艦長報告書によれば、以上のようにして雲揚号は反撃し朝鮮側の砲台陣営を灰燼とし大勝した。朝鮮軍の損害は死者35名、捕虜16名

そして400～500名の敗走となった。これに対して日本軍はわずか2名の負傷者が出たのみで「砲台陣営の砲銃剣銃旗章単級兵出楽器等」を戦利品として捕獲し、そのまま長崎港へ帰り事件を政府へ電報にて報告した。

< 明治政府の事件処理 >

事件後いち早く日本政府は外務卿寺島宗則から英米仏をはじめとする各国在日公使宛に次のような文書（十月三日付）を出して事件の初報を伝えている。「九月廿日我雲揚艦朝鮮國都近海江華ト申邊へ航行小艇ヲ下シ測量致候處同國砲台ヨリ砲発致候ニ付其所以相糾シノ為相迫候處砲弾頻ニ飛来リ候コヘ其日八引揚ケ翌廿一日ニ至リ懸合ノ為再ヒ進艦致候折柄又候砲発致シ候ヨリ無據砲門ヲ開キ答発致シ終ニ上陸砲台焼拂大小砲三十六挺分捕リ長崎迄引取候、<略>、」[日本外交文書<8>]。すなわち、雲揚号は9月20日に江華水域で小艇を出して測量をしていたところ、朝鮮側砲台が砲撃してきたので、なぜ砲撃するのか聞き質す為さらに接近していったところ、砲弾がしきりに飛来してくるのでその日は引き上げた。翌日、話し合う為再び雲揚艦を進ませたところ、またもや砲撃してきたので止むを得ず砲門を開いて応戦し、ついに上陸して砲台を焼き払い大小の兵器を捕獲して長崎まで帰った、と日本軍艦の行動を説明している。さらに加えて明治政府はロシアや清国にも事件報告をして日本艦船の行動はいわゆる「正当防衛」だったとの趣旨を説明している。明治政府は早くから諸列強に対して本事件の説明をすることにより日本の「正当性」を主張していた。

そして事件直後に日本政府外務省は釜山から長崎に帰っていた森山茂理理事官に対して9月30日付け電信で「春日艦ニテ韓地へ渡リ人民保護ノ處分ヲ為ス可シ雲揚艦ノ件ニ付朝鮮政府ヨリ東萊府使ヲ以テ問ヒ来リ事アラハ其儀ハ我委任中ノ事ニアラス本国朝廷へ奏聞ノ

上返辞アル可シト答へ置キ委シク其旨ヲ申シ越ス可シ」と指示し再度釜山へ派遣する。事件直後には政府方針の具体的な細目はまだ定まっていなかったようである。釜山に再度派遣された森山理事官から寺島外務卿宛の上申書（10月4日付）には、朝鮮側の情勢を詳しく報告すると同時に「雲揚一件」に関して「訓導（官職）大丘（テグ市）行等内議相整ひ候上は如何なる妄擧も難計候へは此末久敷對峙の間到底無事と否やは彼か所為に因るなれは何分速かに後令を給はり候様無之ては緩急相應し難く實に掛念不少事勢深く御洞察祈上候」と政府からの指示を懇願している。[日本外交文書<8>]

政府部内において太政大臣、右大臣、参議などが本事件について協議した。この事件対処の状況を知る上で貴重な文書、すなわち参議木戸孝允の建議書（10月5日）を少し長くするが一部引用したい。「長崎ノ電報ニ據ルニ。前月二十日。我力軍艦朝鮮海ニ於テ。彼力不意ノ砲撃ニ遇ヘリ。我力艦遂ニ進戦シ。其砲台ヲ毀チ民屋ヲ火シ。而シテ退ケリト。朝鮮交際ノ成否ニ於テ。我力政府ノ力ヲ茲ニ用フルコト久シ。今忽此事ニ及フ。是レ朝鮮終ニ我ト絶セリト為ス可キ力。朝鮮ノ事國論紛々。連歳未止マス。昨年(マ)八既ニ此ニ因リテ政府ノ变革ヲ生シ（征韓論争により西郷、板垣、江藤ら下野）。去春ハ又此ニ因リテ九州ノ騷擾ヲ起セリ（佐賀の乱）。今ヤ天下ノ議者必紛々競ヒ起ラントス。政府豫メ一定ノ廟略ヲ以テ其義務ヲ盡シ。其責ニ任セスンハアル可ラス。蓋去年我力小田縣人及琉球藩人ノ横逆ヲ受クルニ因リテ。政府罪ヲ台湾二問ヘリ（台湾出兵）。況ヤ今日ノ事。我力帝國ノ旗章ニ向ヒ。故無キノ暴撃ヲ加フルニ於テヤ。夫レ朝鮮ハ台湾ト異ナリ。我力官吏人民現ニ其國ニ在リ。捨テ之ヲ問ハサルニ付ス可ラス。必ス至當ノ處分ヲ以テ我力帝國ノ光榮ヲ保チ。、<略>、然レトモ略ヲ定ムルニ形勢アリ。事ヲ施スニ先後順序アリ。徒ニ世

ノ議者ノ慄輕ナル論議ニ從ヒ。其流ヲ逐ヒ其波ヲ揚ク可ラス。若シ政府豫メ廟略ヲ立テ。其施行ノ順序ヲ一定セハ。之ヲ以テ臣ニ任セヨ、<略>、征韓ノ論起ルニ至リテ。臣深く内治ノ未洽カラサルヲ憂ヒ。内ヲ先ニシ外ヲ後ニスルノ論ヲ主張セリ。且朝鮮亦未明ニ征スヘキノ罪アラサルナリ。今則暴撃ヲ我軍艦ニ加ヘ。明ニ我ニ敵セリ。於是乎我内治ニ於テ未洽キ能ハスト雖。亦徒其内ヲ顧ミ其外ヲ棄ルコト能ハサルモノアリ。臣ノ思想モ亦是ニ於テ一變セサルコトヲ得サルナリ。然レトモ事ニ先後アリ。順序アリ。今朝鮮我力軍艦ヲ砲撃シ。我力兵既ニ戦ヲ開ケリ。然レトモ我力釜山浦ニ在ルモノ猶尚依然タルナリ。未以テ朝鮮我ニ絶セリトナシ。直ニ兵ヲ加フ可ラス。朝鮮ノ支那ニ於ケル。現ニ其正朔ヲ奉セリ。其交際ノ相親結スル、<略>、則我力朝鮮ノ顛末ヲ拳ケテ一タヒ之ヲ支那政府ニ問ヒ。其中保代辦ヲ求メサル可ラス。支那政府其屬邦ノ義ヲ以テ。我ニ代リテ其罪ヲ誦メ。我力帝國ニ謝スルニ至當ノ處置ヲ以テセシメハ。我亦以テ已ム可シ。若シ支那政府中保代辦スルヲ肯セスシテ。之ヲ我力帝國ノ自處辦スルニ任セハ。我乃始テ其事由ヲ朝鮮ニ詰責シ。穩當ノ處分ヲ要スヘシ。彼若シ終ニ肯セサレハ。其罪ヲ問ハサルヲ得ス。然リ而シテ用兵ノ道ハ必ス之ヲ彼我ノ情形ニ視サル可ラス。則我力會計ノ贏縮(伸びることと縮むこと)。攻戦ノ遅速。必ス其宜ヲ權リ以テ萬全ノ地ニ立タサル可ラス、<略>、」[日本外交文書<8>]

この木戸の建議が認められ辦理大臣すなわち「現地交渉」の最高責任者として内定した。だが突然木戸が病気に倒れた為、12月に參議黒田清隆を特命全權辦理大臣に任命する。全權派遣に先立ち、明治政府は清国北京駐劄特命全權公使森有禮を通じて以下の旨を清国政府に報知している。

すなわち「我政府ハ大清政府ニ對シ親睦ノ誠意ヲ重ズルガ為ニ、駐劄使臣ニ命ジテ特ニ

大清衙門ニ抵リ朝鮮ニ係レル左ノ事件ヲ報知セシム、<略>、乃チ九月二十日我火輪船一艘牛莊ニ向テ駛往シ、朝鮮江華島ノ邊ニ在テ將ニ淡水ヲ需ントス。俄ニ陸地砲台ノ為ニ轟撃セラレ、<略>、我政府ハ朝鮮政府ノ心意ノ在ル所ヲ知ラズ、<略>、今特命全權辦理大臣ヲ發遣シ、一面ハ江華島ノ事ヲ問ヒ、被ル所ノ暴害ノ補償ヲ求メ、一面ハ益懇親ヲ表シ、彼ノ要領ヲ得、言好ニ歸シ以テ三百年ノ旧交ヲ続カシメント欲ス、<略>、敢テ多事ヲ好マズ、未ダ朝鮮ノ果シテ平穩ナル辦法ヲ為スコトヲ保セザルガ為ニ、兵船ヲ將テ使臣ヲ護セザルコトヲ得ズトモ、<略>、但事隣並ニ係ルヲ以テ、大清政府ニ告グルニ此一ノ案ノ趣由ト我趣意ノ向フ所トヲ以テシ、以テ我政府ノ大清政府ト誠ヲ推メ隱スコト無ク悃誼貳ツ無ノ主意ヲ表スルヲ須要トス、<略>、」[朝鮮交渉資料<上>]。

かくして、明治政府は特命全權大使黒田清隆に対して以下のごとく「訓條」と「内諭」によって具体的に指示する[朝鮮交渉資料<上>]。訓條においては「一、<略>、雲揚艦砲撃ノ事、<略>、我國旗ノ受タル汚辱ハ応ニ相當ナル賠償ヲ求ムベシ。一、然レドモ朝鮮政府ハ未ダ頭ハニ相絶ツノ言ヲ吐カズ、<略>、我ガ政府ハ敢テ親交全ク絶ヘタリト看做ザズ。一、故ニ我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ、今全權使節タル者ハ和約ヲ結ブコトヲ主トシ、彼能我ガ和交ヲ修メ貿易ヲ廣ムルノ求ニ順フトキハ、即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スルコト使臣ノ委任ニ在リ。一、右兩個ノ成効ハ必ず相連貫シテ結局スベシ、<略>、」そしてもし和議が成立すれば徳川氏の旧例に拘わらず更に歩を進めて次の条件を満たすべしとし「一、兩國臣民ハ両政府ノ定メタル場所ニ於テ貿易スルコトヲ得ベシ。一、朝鮮國政府ハ釜山ニ於テ彼我人民自由ニ商業ヲ営マシムベシ。且江華府又ハ都府近方ニ於テ運輸便宜ノ場所ヲ撰ビ日本臣民居住貿易ノ地ト為スベシ。一、都府ト釜

山又八他ノ日本臣民貿易場トノ間ニ日本人往来ノ自由ヲ許シ、朝鮮政府相當ノ扶助ヲ加フベシ。一、日本軍艦又ハ商売船ヲ以テ朝鮮海何レノ所ニテモ航海測量スルコトヲ得ベシ、
<略>、一、彼我人民ノ紛争ヲ防グ為ニ貿易ノ地ニ領事官ヲ置キ貿易ノ臣民ヲ管理ス」としている。これにより黒田全権の主たる交渉目的はあくまでも「交易条約」の締結であり釜山および江華府または首都近郊の利便のよい場所の開港であり日本領事館の設置などであったことが解る。

さらに内諭においては交渉が決裂した場合の理由を三点ほど想定して、使節の対処方法について具体的に指示している。この対処方法は全体として圧力をもって臨むもので、軍事的脅威すら仄めかすものであった。ただし軍事的手段を使わずに交渉にて日本側の満足する結果が得られれば「我が朝鮮政府ニ求ムル所ノ件々ニ付其必要ナラザル部分ハ兩國ノ幸福ナル和好ヲ重ズルガ為ニハ臨機酌宜シテ我が意ヲ降シ、彼レノ言ヲ申フルコトヲ得ベシ」としながらも「左ノ数項ハ必ず我が初議ヲ執ルヲ要スベシ。一、釜山ノ外江華港口貿易ノ地ヲ定ム 一、朝鮮海航行ノ自由 一、江華事件ノ謝辞」という点は譲れない項目であると明記している。

明治政府は、10月の雲揚号事件通報に引き続き、12月9日付けで黒田辦理大臣の朝鮮派遣の趣旨を寺島外務卿から各国駐劄日本公使を通じてイギリス、ロシア、イタリー、フランス、ドイツ、オーストリア、アメリカなどの諸国に通達している。全権大使一行の警護の為に軍艦三艘を連ねて朝鮮江華島に行く目的は、朝鮮を開国して貿易を拡張し且つ雲揚号事件のような「暴動無之の為の談判」をする為であるから、この点報知し「御心得として」了解するよう求めている。当時の「国際社会」に対して用意周到な外交を展開している。なかでも当時の日本の「国力」から判断して最も慎重にならざるを得なかった清国に

対して、その態度動向を警戒し情報収集と外交的接触に努めた。12月14日には上海在勤の総領事から岩倉右大臣に宛てて「英人ドン氏來館申出候ニハ近頃信用スヘキ清官ノ説話ヲ聞キ得タルニ若シ日本ヨリ高麗ヘ進兵ノ擧アラハ現今ノ勢ニテハ必ラス清國政府兵カヲ以テ高麗ヲ援クル旨ノ確言アレハ暗号ヲ以テ可申上旨申來候ニ付、
<略>、日清ハ交際ノ國ナレハ窃カニ兵器軍資等ヲ貸与スル邊ハ從今推知難致事、
<略>、」[日本外交文書<8>]というように清國がどう出てくるか警戒し外交的考慮を重ねていた。

外交的な準備、根回しをする一方で、明治政府は交渉が日本側の満足する成果を得られなかった場合を想定して「萬一ノ場合出征セシム可キ軍司令官ヘノ詔命案」を準備し「陸軍辞令」を交府して具体的な人選に取り掛かった。明治政府は軍事的選択肢を排除してはいなかった。朝鮮征討師団司令長官には陸軍少将大山巖が任命された。かくして1876年1月末、特命全権黒田清隆、副全権井上馨を筆頭にして随員三十名、護衛兵800名を六隻の艦隊に搭乗させ江華島に派遣し、2月26日に江華島条約(日朝修好条規)が締結された。

3：雲揚号の航跡

1875年4月末の対朝鮮交渉にあっていた日本国理事森山茂は、日本政府に、書契問題の打開のために、大院君が引退した隙をねらって軍艦による武力示威と交渉とを併用することを上申ししていた。当時の外務卿寺島宗則は、太政大臣三條実美、右大臣岩倉具視、海軍大輔川村純義と協議して、軍艦春日、雲揚、第二丁卯をもって朝鮮近海で示威行動をおこなうことを決定した。この決定を受けて、雲揚号に朝鮮沿岸および海路の研究航海の命令が下った。以下、二回にわたる「海路研究」航海を雲揚号乗り組み士官の詳しい記録によって見ていこう。

<第一回朝鮮海路研究>

ここで雲揚号のそれまでの足取りを史料「朝鮮国回航雑誌」によって詳しく見ていく。この史料は当時の雲揚艦乗組士官だった海軍少尉立見研、海軍少尉角田秀松、海軍少尉補神宮寺純<禾卒>の三名により記録されたものである。いわば「航海日誌」のようなものであると考えてよいだろう。上記三名は明治8年5月朝鮮国海路研究の命令を受けて、釜山浦に向かい「数ヶ月(マ)」停泊した後、朝鮮半島東海岸を回航し江原道を経て咸鏡道永興府に停泊し、帰路、慶尚道迎日縣を經由して釜山に戻るまでの、航路、島嶼観察、海岸測量、沿岸陸地の地形風俗など詳しく観察し記録するよう命じられていた。

この「朝鮮国回航雑誌」によれば、軍艦雲揚号は明治「八年五月二十日午後九時五十四分二肥前国唐津湾ヲ抜錨十時十分方向ヲ北二定メ帽子島ニ向テ」航行した。途中海路を研究しながら釜山に入港したのは25日だった。釜山入港後、ただちに艦長以下士官数名が草梁項(地名)の日本公館に向き、外務官員に「韓地ノ事情ヲ問尋シ卒テ韓地ヲ徘徊セン事ヲ諾スルニ森山氏日館郭ヨリ外出スル能ハザルハ定約ノ一条ナリト故ニ案内者ヲ請テ郭内ヲ徘徊シ、<略>、韓人ノ家及其風俗ヲ觀察」する。一行は草梁公館で同年2月に派遣されていた森山茂外務少丞と会っている。この後、釜山港内と付近水域島嶼など測量調査を実施した。雲揚艦の乗組員たちは観測調査の為に幾度か半島本土や小島に上陸し、その地の人々と接触している。雲揚艦の短艇に乗り「先ツ釜山城ノ東ナル湾海ニ至リ測鉛ヲ試ル、<略>、測点ヲ定ンカ為メ上陸ヲ為スニ土人拒テ許サス此扁ハ釜山城ヨリ一岡ヲ距テタルノ村落ニシテ豊太閤英拳ノ時小西氏初メニ爰ニ上陸シ岡ヨリ城ヲ眼下ニ見テ第一ノ功ヲ立テシ処ナリト云、」と「感慨」を披瀝している。さらに後年日本海軍の石炭庫基地が設営された絶影島もこの時詳しく調査さ

れている。この島に石炭が採れるとの未確認情報および清水確保の可能性など艦船の補給基地として適していると報告している。

さてこの調査期間中の6月13日のこと、「午後一時十五分訓導官玄昔運外従属十五人余来艦早速艦長之ヲ舷門ニ迎ヘテ艦長室ニ請シ茶菓酒ヲ出シテ之ヲ饗ス彼唯自国ノ烟草ヲ吸シノミニテ他物ヲ食セス艦内ヲ一見スルニ彼一言以テ尋ヌル能クス故ニ艦長一々ヲ指示ス卒テ第二丁卯艦ト共ニ戦争訓練ヲ為ス彼レ砲聲ヲ聞ヤ否ヤ運用坐ニ俯臥シ手ヲ以テ耳ヲ掩フテ訓練ノ如何與砲聲ヲ見聞スル能ワス而シテ連シニ通訳官ノ衣袖ヲ引テ訓練ヲ止メンコトヲ暗示ス故ニ未タ接戦ノ業ニ至ラスシテ訓練ヲ止ム帰途第二丁卯艦ニ至ル艦長亦訓練ヲ見セン事ヲ戲言ス彼曰今雲揚艦ニ於テ砲聲ヲ聞キ大ニ頭痛ヲ生セリト云テ連リニ断ルト云抑韓人自傲然尊大ニシテ艦ノ梯ヲ上下スルヤ従属ニ手ヲ援レ小姓ノ十三四オノ童ニ烟管ヲ持セ吸フゴトキ八其童火ヲ着ケテ彼レニ捧ク而シテ心膽ノ懦弱ナル大卒子此類ナリ其装束タルヤ土人ノ正服モ異ナルナク唯浅黄ノ服ヲ紅ヲ以テ纏ヒ之レヲル靴ハ清国ノ靴ノ如ク同一タリ」と記録されている。まさに雲揚艦および第二丁卯艦の任務は調査研究のみならず、朝鮮政府側への示威行動でもあったことがこの記録から知ることができる。さらに現場を目の当たりに見た海軍士官の観察によれば、砲声に驚き身を座に伏せ耳を覆っている朝鮮政府派遣の官吏は度胸なく「懦弱」であり、従者を従えて艦内を煙管を吸いつつ歩く姿は傲慢で尊大であり、またその身なりも「土人ノ正服モ異ナルナク」、履いている靴は「清国ノ靴ノ如ク」であった。

この砲撃演習の前後、雲揚艦の艦長および士官たちは複数回日本公館に向いている。公館では、外務少丞森山茂理事官からおよそ以下のような説明を受けた。雲揚艦のみならず第二丁卯艦も釜山港水域をしきりに測量したり上陸して調査したことによって「韓人」

の気に障りその責任をとらされて朝鮮政府の通事(交渉担当官)の責任者が投獄されたこと、朝鮮兵5千の内兵器を装備している兵は5百に過ぎず、武官は「懦弱」であり童子でも「慙ツル所ナリト」。さらにフランス船が江華島水域にて朝鮮側から焼き討ちにあった事実および攘夷を進める大院君のことや朝鮮の政治状況に関しても相当具体的に説明している。

かくして雲揚艦は一カ月弱の期間釜山水域をくまなく調査し、6月20日に釜山港を出港した。それから朝鮮東海岸を測量して永興湾(ヨンフンマン)まで行き、6月29日に再び釜山港に入港し、7月1日長崎に帰港した。

雲揚艦は釜山から東海岸を北上して元山(ウォンサン)沖の永興湾まで示威行動を兼ねて測量調査し、わずか10日間で慶尚道迎日湾を経て折り返し釜山まで引き返している。その間(6/20~29)、石炭燃料、食料、真水などの補給をした可能性は極めて低い。なぜならば「朝鮮国回航雑誌」には燃料、真水、食料を補給したことが記されていないからだ。薪水や食料に関して記録されているのは、食料として「貝」を地元住民から購入したこと、および朝鮮側の問いに答えて薪水食料が欠乏したために上陸したという「理由」を述べたことが書かれているくらいである。実際に薪水食料を艦に運搬したとは何も書かれていない。軍艦にとって極めて重要な燃料、水、食料の補給について海軍士官が書き忘れる筈が無いと筆者は考えている。

薪水食料に関して少し具体的に述べよう。雲揚艦は東海岸の測量地理風俗その他広範にわたって調査しながら、しばしば停泊し、短艇を出して、海兵に武器を携行させ上陸し土地の人々とも接触している。帰路立ち寄った慶尚道迎日縣では、短艇により河川を遡行し上陸して朝鮮の武官と筆談している。そのなかで、どこから何のためにやって来たかという朝鮮武官の問いに、大日本帝国の東京から来たと答え、薪水食料が欠乏したためにやっ

て来たと言っている。さらに問いに答えて我艦の人員は200余名であり、官職姓名は「海軍佐官軍艦雲揚号上長官 姓藤原諱字良馨」と答えている。筆談終了後、沖合いの雲揚号にそのまま短艇で引きあげている。こうして雲揚艦は任務を終えて長崎に帰還した。

<第二回朝鮮海路研究>

日本に帰国した雲揚艦は再び9月に朝鮮半島南西部から西岸を北上し清国の牛莊(营口)まで水路研究の命を受けて出港する。この間の事情を、今度は艦長の井上良馨氏自身の口述『海軍逸話集』によって見ていきたい。以下引用が長いが雲揚号事件そのものの核心的部分であると思われる為、ここでは井上艦長自らの言うところに耳を傾けたい。

井上海軍少佐は以前から川村海軍卿に朝鮮行きを機会あるごとに願い出していた。ようやく明治8年(5~6月)朝鮮沿岸研究を許可され釜山に行き、当地で「森山茂、横山某と云う公使の様なものがいて、色々事情を話して呉れた」。そしていったん長崎に帰還するが「此の航海の途中で事件の概要を暗号電報に綴り置き、同港(長崎)に入港するや直に之を海軍卿に打電し、且つ弾薬が不足であるからと云うので、其の搭載を乞ふところ許可された。そこで喜んで鹿児島に廻航すると、<略>、朝鮮に事が起るかも知れぬと言った処、うんソーカと大に乘気になって(職工達)一同一生懸命になり、導環の摺り合せを行って、弾薬を搭載した。そして、<略>、長崎に来ると、果して海軍卿より東京か神戸に来いと云う命令があった」。かくして井上艦長は神戸にて海軍卿と会い「遂に支那の营口行の許可が出たので、<略>、大急ぎで出港し、長崎に廻航して、甲板や部屋まで袋詰にして載炭し、巨文島、済州島を経て、朝鮮西岸を巡航北上した。海図は曩に米佛が戦争をした時のものを横浜の西洋人が持って居るのを探がし出して来たが、実地に徴して見ると、丸

で當にならぬ。之を信用すると船が山に上る虞れがあるので、短艇で測量をしながら、航海を続行する有様であった。漸く仁川附近に投錨し、短艇で連れ潮に乗じて、士官や兵士を乗せて、水を求めに漢江を溯江させた。所が岸の上から射撃をされたので、直ちに応戦はしたが、塀に隠れて何も見えないから、此の暇に下江して、本艦をもって来る必要があると思って下江すると、運悪く逆潮で、<略>、夜に入って漸く本艦に帰った。、<略>、此の侮辱に対し報復するため、直に戦闘の準備を為し、翌早朝に抜錨して本艦で漢江を溯江した。、<略>、砲撃したところ敵は直ぐ沈黙してしまった。夕刻に、<略>、下江し、仁川附近より陸戦隊を上陸せしめた。、突入した。一方には放火隊を設けて、各所へ放火せしめ、他の一隊は迂回して敵の退路を断ち、二三人を捕虜にし、大分銃殺もし、突殺もしたが、大部は散り散りに逃げ失せたので、<略>、捕虜を伴ひ帰艦した。後で太鼓とか其の他数種のを戦利品として収めた。捕虜に就て京城からの命令で打ったか、砲台の命令で打ったかを聞き糺したが、とうとう要領を得なかった。当時は士官も水兵も皆日本刀を持って居たものだから、捕虜の試斬をしたがっていたが、戦済んだ後、そんなことをするのは以ての外だ、助けてやれと言って帰してやった。「此の時陸上にいた生牛を艦に搬び、甲板に赤毛布を敷き、牛肉を食ひながら、夜は艦長も兵員も共に快飲夜を徹した」。以上が井上艦長の口述内容である。

上記口述を要約してみると、雲揚号の艦長は「朝鮮に事が起るかも知れぬ」と予測し、弾薬搭載が許可され海軍卿と協議した上、長崎で甲板や居住区まで袋詰め石炭燃料を満載し(当然食料真水も積込んでいると考えられる)、海図は先に米佛が戦争をした時、すなわち1866年江華島侵入したフランス艦隊、1871年同じく江華島侵入したアメリカ艦隊との戦闘時のものをわざわざ横浜の西洋人が所

持っているのを探がし出して入手している。さらにその海図がでたらめで信用できないので測量しつつ航行し「漸く仁川附近に投錨」した。さらに、短艇を出して水を求めに漢江を溯江したところ銃撃された。よって帰艦し準備を整えて、翌朝雲揚号が漢江を遡行しつつ砲撃し陸戦隊を上陸させ陣営を焼き払った。捕虜に対して中央政府からの命令で打ったのか陣営での判断で打ったのか尋問したが判明せず、釈放してやった。そして「陸上にいた生牛を艦に搬び」それを食べながら艦長も兵員も「快飲夜を徹し」て祝杯を挙げた。以上が直接事件に関係し指揮した当事者の「証言」である。

4：中期的視野からの分析

本章では、この事件に関して2章と3章で見てきたことを二つの争点に絞って検討する。すなわち本事件の争点を歴史の流れからその点だけを「切り取って」考察する。さらにその後でこの事件発生の数年前から事件後の処理に至るまでの過程を一連のものとして考えていく。

<個々の事実>

本事件の二つの争点は 真水を求めて入った = 侵入ではなく止むを得ないことだった、朝鮮側が先に無警告で発砲した = 雲揚艦の対応は正当防衛だったの二点であろう。

真水を求めてこの水域に入ったという点を先ず考えてみよう。艦長は真水の不足を考慮して「艦中之蓄水ヲ胸算スルニ牛莊ニ至ル港口マデ艦裏ニ給ウルコト難ク、故ニ艦ヲ港湾ニ寄せ、良水ヲ蓄積セント欲」していた。よって江華島付近で端艇を出し漢江の河口を遡上するに至った。ここで雲揚号が朝鮮半島沿岸沿いに航行した距離を概算してみたい。雲揚号が釜山から元山沖まで東海岸沿いに航行した「往復」距離はおよそ1,100kmであろう。こんどは釜山から西海岸沿いに航行して

江華島沖までがおよそ700km強である。釜山から元山まで無補給にて往復できるのであれば、長崎から江華島までの間で真水の欠乏が急を要する問題であったとは考えにくい。さらに加えて、いかに揺籃期にあったとはいえ、すでに太平洋横断の航海を経験済みの日本海軍が、近海の朝鮮半島海域に示威行動および測量調査をするにあたって、その燃料、真水、食料の必要量を計算せず、航海途中で不確実な補給を当てにして出動するであろうか。疑問である。事実、雲揚号は鹿児島島の弾薬庫で弾薬を搭載し、長崎で甲板や乗組員の部屋にいたるまで袋詰めにした石炭燃料を満載し、先のフランス艦隊やアメリカ艦隊が江華島海域での戦闘で使った海図をわざわざ入手して、出港している。軍艦である以上弾薬や燃料は当然としても「海図」までも横浜にて入手しているほどに用意周到のはずの雲揚号が、なぜ真水に限って十分な準備がなされなかったのか。疑問である。

さらに に関して疑問が残る点は明治政府外務省の文書の中にも指摘することができる。事件後およそ10日あまりで、寺島外務卿から在日各国公使宛に文書が出されていることは2章の〈明治政府の事件処理〉のところで書いた。この文書には雲揚号の小艇が江華島水域に接近した理由として「測量」していた事のみが挙げられており、「水」を求めていた事はまったく書かれていない。この後の明治政府の本事件処理に雲揚号の行動が正当なものであることを主張する際の理由として必ず出てくる「真水」を求めていたことと、朝鮮側の「突然の砲撃」がある。「測量」は江華島沖ではあくまでも従であり、「真水」を求めて水深不案内な漢江を遡行するために行われていたものである。外務省にとって理由が「測量」であろうと「真水」であろうと、どちらでもよかったのであろうか。疑問が残るところである。

しかし、長崎において雲揚号が牛荘までの

航海に対する準備を、何らかの手違いで真水に限って怠ってしまったかもしれないし、艦長が偶然に江華島沖で真水の補給をしようと思いついたのかも知れない。また、外務省が何らかの理由で雲揚号の江華島接近の「理由」をとり間違えたのかも知れない。多々疑問は残るが、牛荘までの航海用に真水が不足していたかどうかの確実な証拠は今のところ筆者の手に存在しない。

よしんば、雲揚号が本当に「真水」を求めて江華島水域に進入したとしても、明治政府が主張した朝鮮政府の「萬國公法の本道」に相反した行為に対する補償云々、また「朝鮮ヲシテ日本トノ交際上ニオイテ稍々萬國公法を脩守スルノ域ニ導カシメ得ンガタメ」[朝鮮交渉資料<上>、pp.38-39] という際の当時の「萬國公法」に、当の雲揚号自身が違反していることは確実である。

明治十年司法省蔵版による「萬國公法」第七十七條に、「凡ソ洋海ニ注瀉スル川河ハ其河口即チ海岸左右ノ兩点迄八本流所在ノ國之ヲ專領シ、<略>、」と定められている。河川が問題となるのはヨーロッパなどの国際河川の場合であり、国土内にある河川は問題なくその国の領土の一部と見なされていた。とくに外国軍艦がある国の河川や運河を航行する場合「軍隊ノ他國領土ヲ通過スルニ際シ用ユル處ノ原則ヲ適用セシムヘシ去レハ軍艦力若シ外國ノ河川等ヲ航行セントスルニハ殊ニ條約ニ據ルニアラサレハ先ツ所轄地方廳ノ允許ヲ請ハサルヘカラス」であり「要スルニ國際上ノ河川法ニ於テハ外國ノ軍艦ハ又タ外國ノ軍隊ト同一ニ見做サルナリ詳言スレハ外國ノ河川ヲ軍艦力航行スルコトハ原則上許サル所ナリ」[海上公法、p.98]

次に 朝鮮側が先に無警告で発砲した、すなわち雲揚艦の対応は正当防衛だったという主張である。「當艦ハ不俟言、我艦船未會航之海湾ニテ、良港之間此海底之深淺審ナラズ、

故ニ既刊ノ海図展観研究スルニ、特ニ江華(マ)島之邊京畿道ヨリ河口ノミ概略之深淺ヲ記載スル之ノ便ヲ得」てこの水域に入ったという。すなわち朝鮮側が王宮防禦の海防陣営として厳戒している江華島水域、しかも端艇を出して都への入り口である漢江を遡行したのは海域地理不案内であり、たまたま携帯していた海図から水深が記載されていたのがこの江華島水域の漢江河口付近だけであったという。雲揚号は真水を求めて「偶然」にこの水域に入った。端艇を出して遡行し河岸に陣営や砲台を認めつつも「此邊ニ上陸良水ヲ請求セントシ、右営門砲台前ヲ航過セントスルヤ、突然彼ヨリ我端船ヲ目的トシ銃砲ヲ交射スル事尤激烈」だった。端艇乗組員の武器は小銃のみであり止むを得ず帰艦し、本艦による砲撃にて反撃した。さらに「此機ニ乗ジ上陸其所ヲ尋問セント」して「士官ヲ指揮シ海兵水夫廿二名ヲ引率セシメ、端艇二艘ヲ乗出シ」「僅ノ兵員奮激直ニ入水大喝一聲城門ニ肉薄」して「各士官兵夫々分率シ、北門ニ西門ニ東門ニ並撃ス。彼大ニ潰ユ」であった。要するに、朝鮮側厳戒体制にある砲台陣営に小型端艇が真水を求めて接近し上陸しようとしたところ、なんら警告もなくいきなり発砲してきたので、本艦による応撃を行い、兵を上陸させて砲台陣営を焼き払った。

たしかに日本側の記録によれば朝鮮側の警告や威嚇射撃はなかったと言えよう。現時点では筆者は朝鮮側の史資料（有るとしても）を利用できないので、朝鮮側の銃撃が無警告のものであったかどうかの判断は、ここでは日本側の記録を調べることによらざるを得ない。さらに当時ジャーナリストとして横浜に滞在していたイギリス人（John Reddie Black）の記録にも、炭水その他を求めてポート二隻を接岸しようとしたところ朝鮮側が先にマスケット銃（旧式銃）を発砲して相互に射ち合いとなったと書いている [Black, pp.462-463]。またアメリカの日本史研究者ヒラリー・

コンロイは飲料水を求める雲揚号の短艇に対して朝鮮側が発砲（9月19日）したと書いている [Conroy, p.61]。こうした制約の下で導き出される暫定的な結論は、朝鮮側が先に雲揚号の短艇に発砲したという事である。今回はフランス艦隊やアメリカ艦隊のように複数の軍艦によるものではなく、しかも最初は小さな短艇一艘による漢江遡行であった為、朝鮮側陣営は容易に小銃発砲を行って追い払えると軽く判断したのかも知れない。フランスやアメリカの艦隊が侵入した際は、王朝国家存亡の危機感をもって武人のみならず人民大衆を総動員して追い払いに成功している。雲揚号のときは、朝鮮側陣営の役人や武人にそのような差し迫った危機感が欠如していたのではないだろうか。いずれにせよ朝鮮側が先に発砲したことは事実であろうと思われる。

< 一連の事実 >

ここでは1873（明治6）年の征韓論問題によって西郷隆盛、板垣退助、江藤新平らが官を辞して下野した政変から本事件をはさんで1876（明治9）年の江華島条約締結に至るまでの時期を一連のものとして考察したい。

朝鮮総督府の朝鮮史編纂主任、田保橋潔の『近代日鮮関係の研究（上）』によれば、征韓論は明治6年10月政変によって延期されたが、朝鮮関係事務当局の間では、朝鮮に対して何らかの「制圧」を加えなければ国交の調整は殆ど見込みがないと考えるものが少なくなかった。すなわち元外務省出仕佐田白茅、元外務権大丞丸山作樂の「亞流を酌むもの」で外務少丞森山茂、外務省六等出仕廣津弘信がその代表的人物であるという。この森山茂外務少丞が理事官として明治8年2月に東萊府使と交渉して行き詰まると、測量の名目で軍艦若干隻を朝鮮海域に出動させて威嚇することを廣津を通じて外務卿に上申した。寺島外務卿は三條太政大臣、岩倉右大臣の承認を得て、海軍大輔川村純義と協議の上、軍艦春日、雲

揚、第二丁卯の三隻を朝鮮近海に派遣することを決めた。軍艦派遣は極秘の内に発令され閣僚にもそれを知らないものが少なくなかった。参議板垣退助は軍艦出動後にこれを知って三條、岩倉に会見詰責した。「、<略>、予を以て之を見るに、薩人は一意事を海外に起さんと欲す、曩に台湾に兵を用いたる一事に徴するも、薩人が武を外に試みんと欲するの事情は、之を知るに難からず、故に今ま軍艦を韓國に派し、之が練習を為さしむれば、勢ひ江華湾に闖入し、其遂に戦に至るべきは、火を睹るよりも瞭かなり、<略>、」[田保橋、pp.393-396]。1873年10月以降から明治政府の朝鮮政策の変化を読み取り、1875年2月に日朝交渉は行き詰り軍艦の派遣が決定された。

またH.コンロイも1873年の政変は長期的にはむしろ日本の朝鮮政策に大きな影響を及ぼすことになったと考える。1875年の秋には大久保、岩倉、木戸、伊藤などが朝鮮問題の「解決」に向けて慎重かつ入念に動き始めた。釜山に派遣されていた外務省官吏森山茂は1874年は朝鮮側との友好関係の再構築に努力を傾けており、東萊府派遣の朝鮮側官吏との間で徳川300年の関係に拘らず幾つかの点を改めることや釜山に領事館を置いて日本人の保護や例外品目を除く商品交易をすすめることなどで合意を得ていたのだ。ところが森山の帰国報告を受けて、政府外務省は対馬出身の外務大丞宗重正を送って正式に合意をする段階で派遣を中止した。釜山に再び着任した森山は態度を一変しており朝鮮側交渉相手の「感情」や「反応」を一顧だにしなかった。森山は前回合意の趣旨を無視して再び「日本」の頭に「大」の文字を付け、天皇に対して「皇上」の文字を使用すると主張するようになった。さらに悪いことに森山理事官一行が蒸気船に乗り洋服を着て公式的な場に現れた。これにより日朝交渉は再び暗礁に乗り上げた。コンロイによれば、この突然の日本側の態度変化は朝鮮側に圧力を加える為の考え抜かれ

た計画の一環であるという。[Conroy, pp. 60-61]

1874年は台湾出兵が強行された年である。この出兵は朝鮮側にも伝えられた。日本政府においてもこの出兵によって、さらなる武力行使の可能性を朝鮮側にほめかす効用を認めていたであろう。くわえて当時の朝鮮国内では攘夷強硬派（大院君）が政権から追われ、前の対日交渉責任者だった訓導安東暎は梟首となった。このような朝鮮王朝政府内での権力関係の変化を日本政府が認知していた。こうした状況により明治政府は対朝鮮政策を大きく変えていったのである。

朝鮮近海への出動を命ぜられた軍艦雲揚は明治8年5月25日に釜山に入港した。翌26日に、訓導玄昔運は日本公館に行き、日本軍艦が予告もなく突然入港した理由を質したが、森山は「理事官の使命延滞するがため、督促の意味を以て来航した」と答える。ついで6月30日訓導は再び日本公館に行き「日韓國交再開について交渉中、日本國軍艦が突然来航するのは、朝鮮官民をして疑惧の念を懐かしめること多大であると述べ、遺憾の意を表したが、理事官は『軍艦を以て、外國派遣の使臣を護衛するもの、曾て通告を経たり、又海外駐留官員へ命を傳ふる亦之れを用ゆ、軍艦を誤認して、唯戦闘是用と為す勿れ』と説明し、東萊府使の抗議を顧みなかった」。こうして雲揚号は第一回目の航海を終了したが、更に「朝鮮東南西海岸より清國牛莊（營口）邊まで航路研究」を命じられ、九月長崎を出港して朝鮮西海岸を行動中、淡水欠乏の為、漢江口に向かった。漢江支流塩河口を扼する頂山島に到達し、水路が海図にも不明なので、端艇を出して艦長自らこれを指揮して遡行を開始した。然るに端艇が草芝鎮南方の砲台に接近するや「突如猛烈な砲撃を加えられた」[田保橋、pp.396-400]。

事件が朝鮮側の無警告による突然の銃撃を契機として起こったとしても、その「事実」

をもって雲揚号のその後の行為および事件全体が日本側の正当防衛であると認定することが可能だろうか。この点についてもう少し考察する必要があるだろう。

雲揚号の艦長自身は次のように述べている。「一体陸岸から三哩外なれば公海なれど、其れ以内殊に川の中に入り込み、二日も居ったと云うことになれば、他国の領海に入て戦争をしたことになり、国際公法上許すべからざることだとの議論があると聞いた。そこで自分は三海里以内は領海であると云ふことは萬々承知だ。併し国際公法に炭水が欠乏したときは、臨機何處の港湾に行っても差支ないと云ふこともある。自分も今度は清水を探がしに行ったので、別段悪い所はないと考える」と言う。艦長は漢江河口が朝鮮の領海であることを十分に意識していた。ただし「真水」を求めて領海に入ることは正当であると主張している。河川について、当時の国際法が他国軍艦の河川運河航行は条約に定められているか、もしくは所轄責任部局に許可をとるかなければ違法であると規定していることは既に述べた。現場責任者である艦長の認識が釜山の外務省官吏との協議によってどのような影響を受けたか、我々は知る由もない。

では東京の外務省の認識はどうであったか。寺島外務卿は朝鮮に使節を派遣する前（明治8年12月9日）にアメリカ公使ピンハムを訪ねて対談している。このなかでアメリカ公使が「公法に據れば他國の境内に無沙汰に軍艦を乗入るは不條理なり 今般派出のコムミッシヨネルは軍艦にて御渡航の事に候哉」という質問に対して、寺島外務卿は「左様に候仮令は貴國コモドルベルリが下田に来る如きの處置なり 右は平和の主意にて條約を結ぶが為なり此の如くなれば妨なし」と説明している [日本外交文書<8>、p.153]。4年ほど前にアメリカ艦隊が漢江に侵入したことを棚に上げて、日本の漢江への軍艦乗り入れが国際公法に反するというピンハム公使に、寺島

外務卿は幕末にペリー提督がやった砲艦外交を今度は日本が朝鮮に対してやるのだから問題ないと言っている。このやり取りを解釈すると、寺島外務卿は国際公法がどうであれ、実力によって自国の意思を貫いていくということであろう。こうして東京では、板垣退助、島津久光の辞職勅許によって内閣の安定を得て、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、岩倉具視、黒田清隆等による雲揚号事件の処理が「朝鮮一條緩急及着手之御順序等も迅速今日之形勢におゐて御決定相成候」として慎重かつ戦略的段階を踏んで進められていった [大久保利通文書<6>、pp.499-527]。

5：おわりに

本論において見てきたように、雲揚号事件そのものだけを見たとき、様々な疑問が投げかけられるとはいえ、真水を求めて漢江に接岸しようとした雲揚艦短艇に朝鮮側が突然に発砲してきた、と解釈できるだろう。しかし、事件の前後を一連のものとしてみた場合、本事件は、欧米諸国との不平等条約に苦しむ日本が、朝鮮との「通商条約」締結を目的とした一連の砲艦外交の一端であったことが了解されよう。それは雲揚号の士官たちによる航海記録や艦長の口述によっても、外務官吏たちの言動によっても、東京での指導者たちの手紙等の記録類、および田保橋、コンロイなどの先行研究によっても明らかであろう。「真水」を求めた雲揚号に「突然の発砲」があった為、「正当防衛」の手段をとったという表層の「事実」は、事件を歴史的に捉えて見た場合に導き出されざるを得ない「歴史的事実」によって崩されるのであろう。

最後に当時のカナダ人ジャーナリスト、マッケンジーの記録を引用して終わりたい。「新しい日本は、強力に、近代的に、そして果敢に、その姿を現わし出してきた。日本政府は、国内における中世的要素とそれに対する反作用とにいまだに苦闘を続けながらも、時を得

て、ソウルにその代理人を送るに至った。この代理人は、ヨーロッパ人に不可能な所への立入許可を獲得した。彼らは、彼らが、中国の礼のなかで学びとった東洋的な政治的手腕としての謀略と奸計とを、十分に理解し熟知し得ていたため、撃退されはしなかった。彼らは砲艦を背にしてやって来た。すなわち、一八七六年將軍黒田と伯爵井上は、二隻の軍艦と三隻の輸送船からなる艦隊を伴ってソウル近海に來り投錨し、条約を締結するか、さもなければ開戦すると宣言したのである。条約は、三週間もたたないうちに締結された。この条約で、日本は、朝鮮が独立国家であり日本と同等の主権を享有するということを認めた、<略>、日本は、釜山における法人設立権を容認され、他に数港が日本人のために開かれ、そして、日本の官憲が自国民保護のため各開港場に駐在することとなった。[マッケンジー、pp.13-14]

< 参考資料文献 >

- ・ Black, John R., 1883, YOUNG JAPAN --Yokohama and Yedo 1858 - 79--, (vol. &), (introduction) Oxford University Press, 1968.
- ・ 「朝鮮国回航雑誌」『明治八 孟春 雲揚 朝鮮廻航記事』防衛庁防衛研究所所蔵。
- ・ Conroy, Hilary, 1960, The Japanese Seizure of Korea : 1868 - 1910, University of Pennsylvania Press.
- ・ 煙山專太郎、1907『征韓論實相』明治四十年（龍溪書舎1996年復刻；韓国併合史研究資料20）。
- ・ 外務省編纂、1955『日本外交文書』（第三卷、第七卷、第八卷、第九卷）日本外交文書頒布会、昭和30年。文中では書名、巻号で示す。
- ・ 伊藤博文編、1936『朝鮮交渉資料（上巻）』秘書類纂刊行會、昭和十一年。
- ・ （財）海軍歴史保存会編、1995『日本海軍史』第一巻、第五巻、第七巻、第一法規出版株式会社、平成7年。
- ・ 勝海舟、『海軍歴史』
- ・ 公爵島津家編纂所編、『薩藩海軍史（下）』
- ・ 『海氏 萬國公法』司法省蔵版、明治十年五月。
- ・ 『惠頓 萬國公法』司法省蔵版、明治十五年六月。
- ・ 木村元雄、1897『海上公法』有斐閣書店、明治三十年。論文中では [書名]。
- ・ 木村幹、1998「『不潔』と『恐れ』 --文学者に見る日本人の韓国イメージ」岡本幸二編著 『近代日本のアジア観』ミネルヴァ書房。
- ・ 李進熙、姜在彦、1995『日朝交流史』有斐閣選書。
- ・ マッケンジー、F.A., 1908『朝鮮の悲劇』平凡社（渡辺学訳注、1972年）。
- ・ 内閣記録局編、1890『法規分類大全<外交門2～4>』原書房（昭和五十二年復刻）。
- ・ 篠原一、1986『ヨーロッパの政治』東京大学出版会。
- ・ 篠原宏、1986『海軍創設史』リポレポート。
- ・ 田保橋潔、1940『近代日鮮関係の研究（上）』原書房、昭和十五年（昭和四十八年復刻<明治百年史叢書>）。
- ・ 山本伯傳記編纂会編、1968『伯爵山本権兵衛伝（上）』原書房、昭和43年。
- ・ 矢沢康祐、1969「『江戸時代』における日本人の朝鮮観について」『朝鮮史研究会論文集』六巻。
- ・ 有終會、1930『海軍逸話集』第一輯、昭和五年。